

資料1

事務局説明資料

(金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方)

令和3年4月15日
金融庁

目次

I. これまでの議論の経緯	
1. 検討の視点	1
2. これまでの会合における委員の主なコメント	2
II. 海外金融機関における顧客情報・利益相反管理に関する実務	
1. 調査手法	4
2. 海外金融機関における顧客情報管理・利益相反管理に関する実務の概要	5
3. 海外金融機関におけるビジネスラインの例	6
4. 広義の投資銀行部門の重要未公開情報(MNPI)の管理の実務	7
5. 広義の投資銀行部門の利益相反管理の実務	9
III. 国内事業法人に対するヒアリング等の結果	11
IV. ご議論いただきたい事項	15

I . これまでの議論の経緯

I - 1. 検討の視点

○ 銀証ファイアーウォール規制の制度趣旨と検討の視点

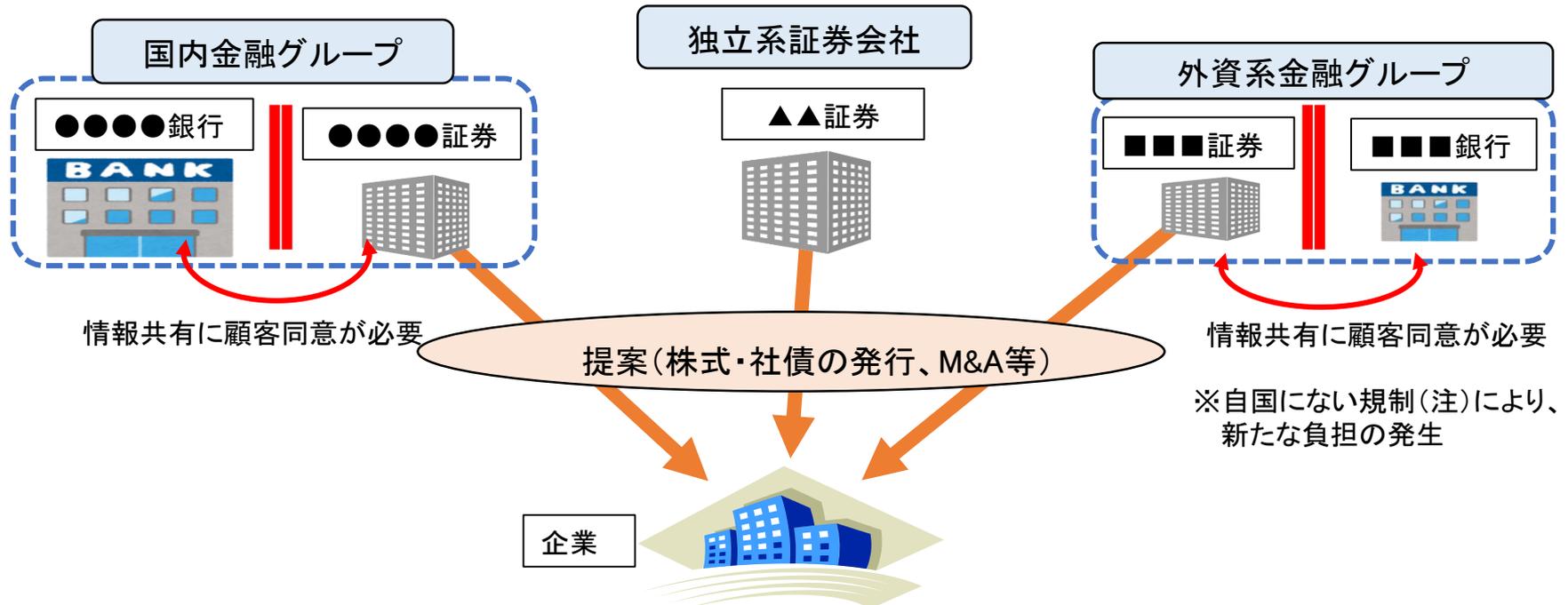
(1) 規制の趣旨

- ・顧客情報の適切な保護
- ・利益相反取引の防止
- ・優越的地位の濫用の防止

(2) 顧客に提供する金融サービスの充実

(3) 国際競争力の強化(国際金融センターとしての魅力向上)

<証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)>



(注)個人顧客情報の共有については、海外においても事前同意等の規制が存在。

I-2. これまでの会合における委員の主なコメント

◆情報授受規制

- 情報授受規制については、手続の簡素化を含め一定の緩和と金融機関の体制整備の強化・当局のエンフォースメントの強化という方向性が考えられる。
- 顧客情報管理及び利益相反管理については、欧米における“Need to Know”原則等、海外との規制水準や競争環境の同等性を考慮する必要がある。
- 金融資本市場の魅力向上等は重要な観点であり、それらに直接関係しない個人に関しては厚めの規制を維持する一方、法人に関してはグローバルスタンダードにすべき。
- 日本のみならず、諸外国の利益相反管理体制やコンプライアンス体制に関し、実際にどのように機能しているか、更なる調査を要する。
- 顧客目線の検討は重要であり、ヒアリングやアンケートを通じて、顧客のニーズや情報共有に関する考えを調査し、紹介頂きたい。

◆その他の関連規制

- 外務員の二重登録禁止規制やホームベースルールについて、監督上の対応や誤認防止措置等の適切な確保を前提に緩和することも考えられる。
- 主幹事引受制限と引受証券の売却制限について、更なる緩和には慎重であるべき。

Ⅱ. 海外金融機関における顧客情報・利益相反管理に関する実務

Ⅱ－1. 調査手法

◆調査の概要

○ 金融庁において、本邦で投資銀行業務等を行っている外資系金融機関に対し、顧客情報管理や利益相反管理に係るプラクティスについて、アンケートを実施。

○ 調査対象は、合計11社(米系金融機関:5社、欧州系金融機関:6社)。

※調査対象の全社から回答を得た。

○ 調査期間は、2021年1月から2月。

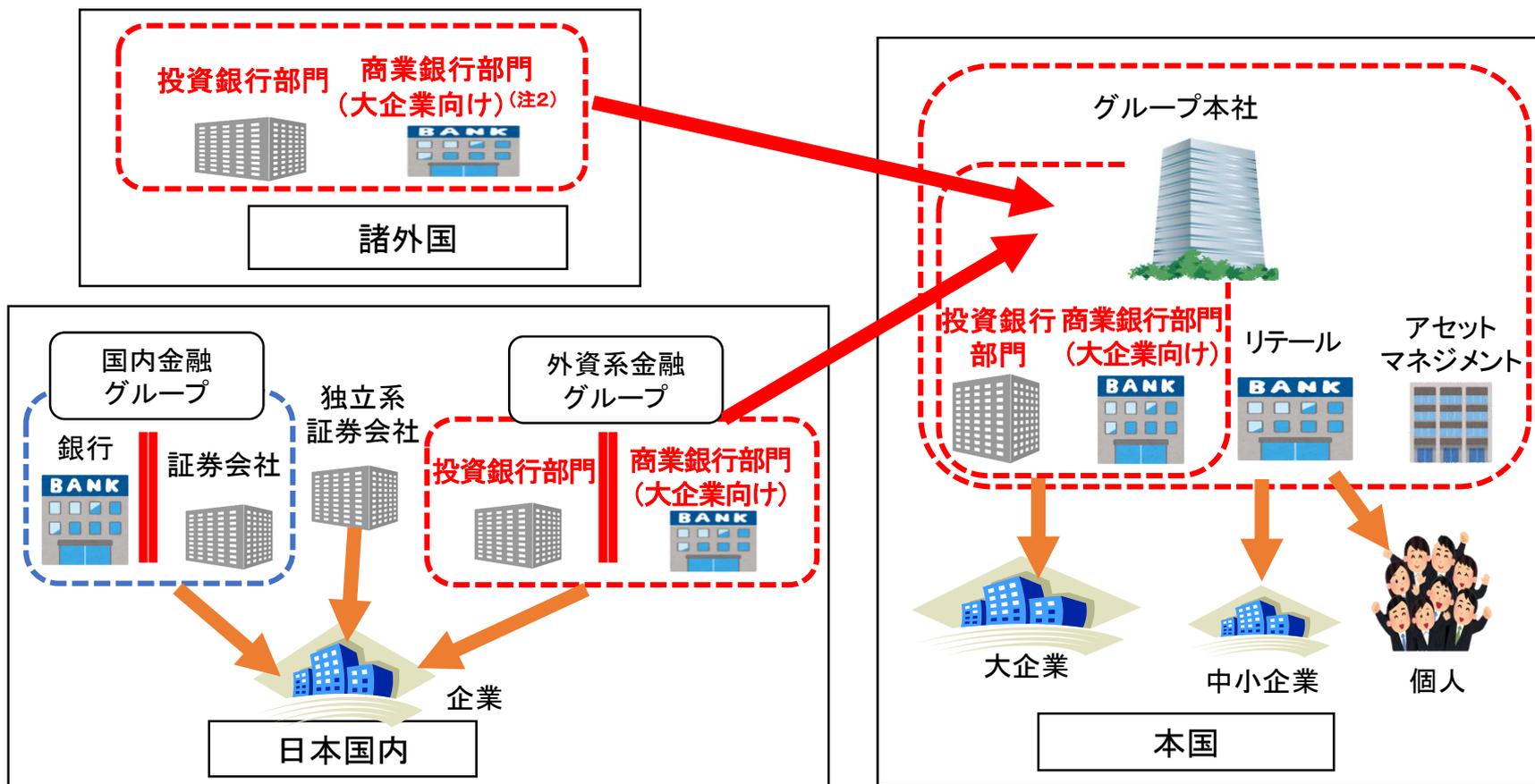
◆質問の概要

- グループ全体の組織、ビジネスライン及び適用を受ける規制等について
- 投資銀行部門(及びCorporate Banking部門)における重要未公開情報(MNPI)^(注)の管理について
- 投資銀行部門(及びCorporate Banking部門)における利益相反取引の管理について
- その他(“Need to Know”原則の適用範囲及び当局のエンフォースメントと体制整備の関連等)

(注)Material Non-Public Informationの略。

Ⅱ-2. 海外金融機関における顧客情報管理・利益相反管理に関する実務の概要

- エンティティベースでなく、ビジネスラインベースでグローバルに組織を編成。
- 重要未公開情報(MNPI)管理・利益相反管理について、グローバルで組織的かつ一元的なシステムによる管理体制を確立。
- 情報の共有・利用に関し、MNPIにとどまらず、幅広い顧客情報について“Need to Know”原則^(注1)を適用。

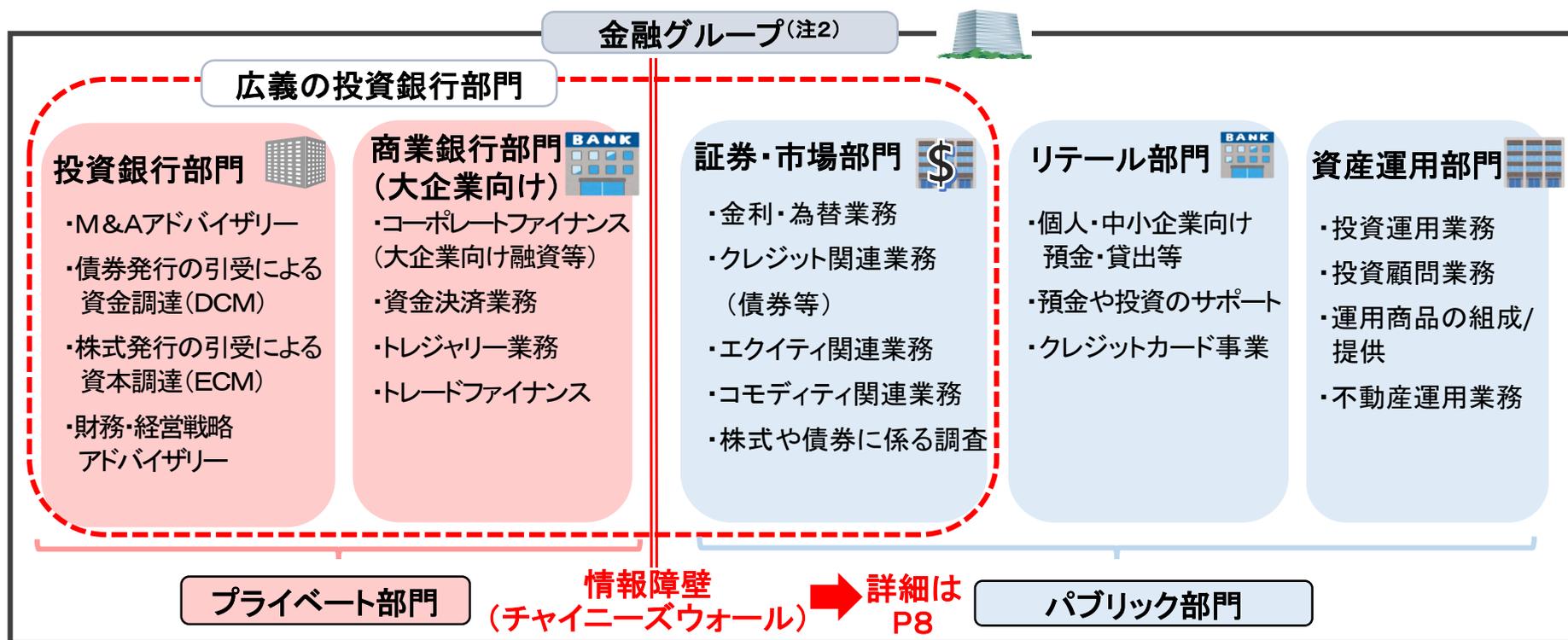


(注1) 顧客情報に関し、必要性のない役職員への共有・利用・アクセスを禁止するもの。情報の内容や業務の部門を問わず適用されることが通例。

(注2) 当該部門の名称については、金融機関により、Corporate BankingやCorporate Lending等、様々である。

II-3. 海外金融機関におけるビジネスラインの例

- 欧米の金融機関においては、投資銀行部門・商業銀行部門・リテール部門・資産運用部門等のビジネスラインに分かれ、広義の投資銀行部門の中に証券・市場部門があることが多い(商業銀行部門(大企業向け)の位置づけは様々)。
- 広義の投資銀行部門内はプライベート部門とパブリック部門に区別され、その区別に基づき顧客情報を管理。
 - ・部門間: 壁越え(ウォール・クロス)の手続が必要。
 - ・部門内: MNPIのみならず、幅広く顧客情報について、“Need to Know”原則に基づき管理。
- 投資銀行部門・商業銀行部門(大企業向け)に関するグループの顧客情報管理・利益相反管理に係る規程は、原則として、銀行規制と証券規制の双方を充足。(アンケート回答の11社中9社)^(注1)。

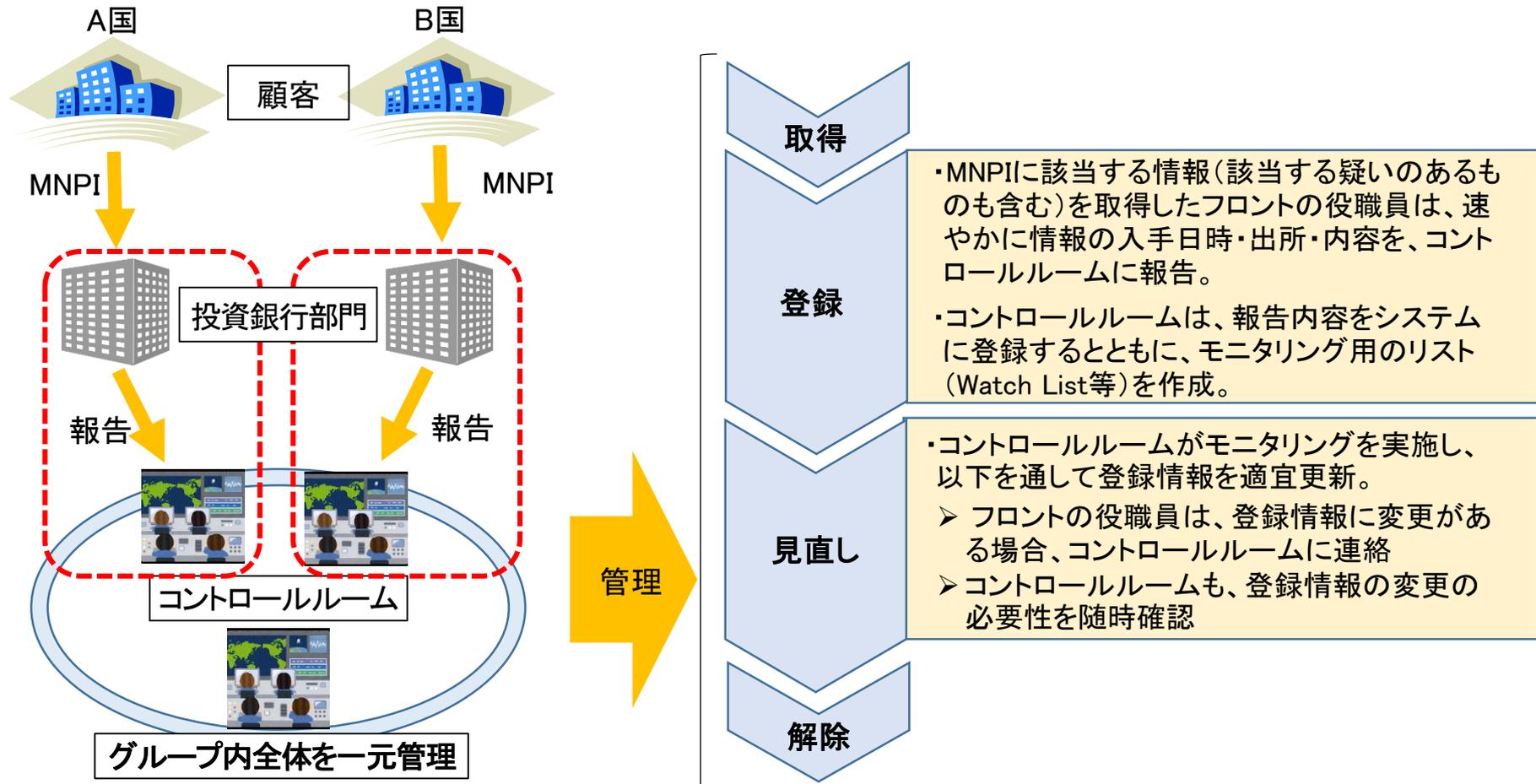


(注1) 残りの2社についても、社内の顧客情報管理等のシステムについては、銀行規制・証券規制の両方とも遵守されるように設計されている。

(注2) 米国では、金融持株会社制度が取られており、投資銀行部門や証券・市場部門の業務とリテール部門の業務は、一般に、別エンティティで営まれている。欧州では、ユニバーサルバンクの下で上記の各部門の業務について同一エンティティ内で営むことができる。また、プライベートバンキングについては、地域・各社において扱いが異なるため、上記の表においては省略している。なお、金融機関により、上記の表とパブリック部門・プライベート部門の区別が異なる事例がある。

Ⅱ-4. 広義の投資銀行部門の重要未公開情報(MNPI)の管理の実務①(管理の仕組み)

- 重要未公開情報(MNPI^(注1))を入手した役職員は、独立したコンプライアンス部門(コントロールルーム^(注2))に速やかに報告。同部門がシステムで厳格に管理^(注3)。
- MNPIはグループで共通のシステムを利用し、各拠点間で連携してグループ全体で一元的に管理。



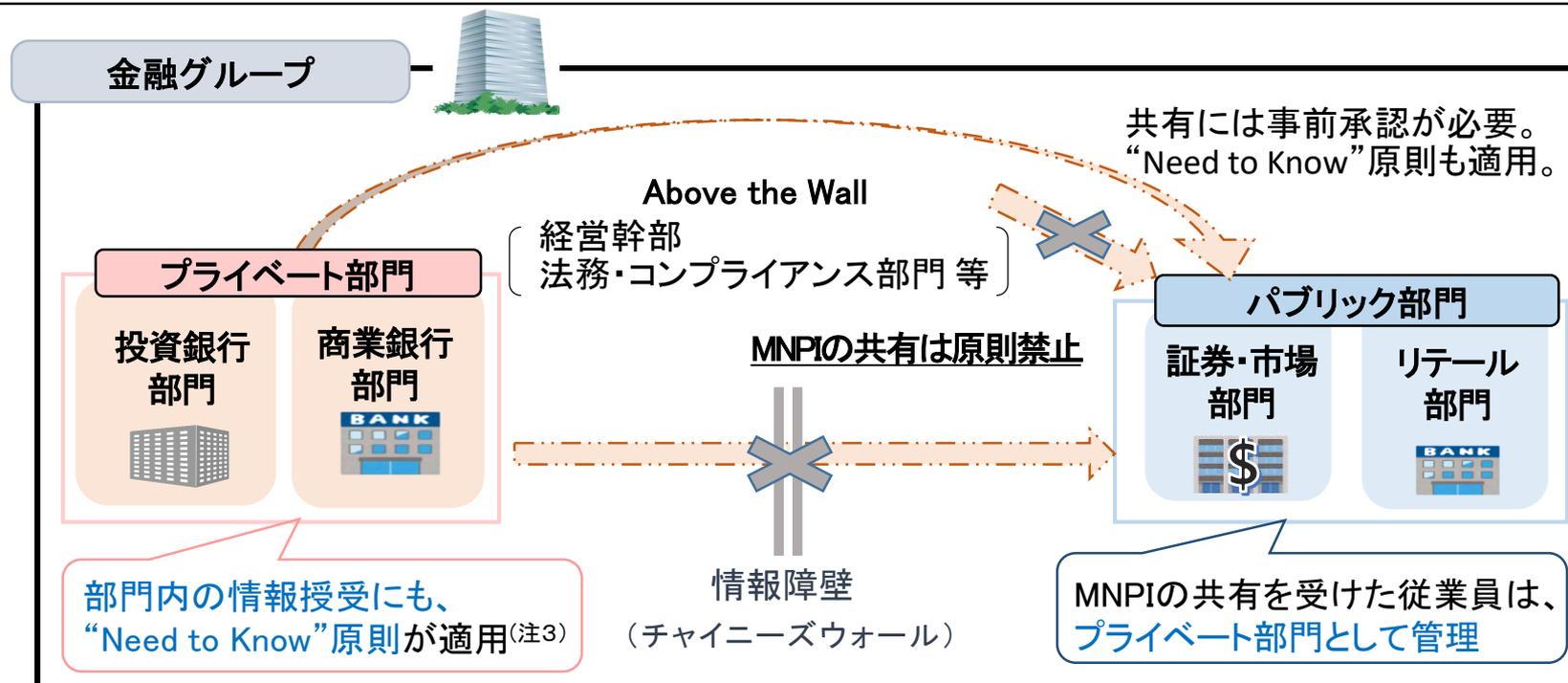
(注1)日本における法人関係情報に該当する情報は、外資系金融機関の実務においてはMNPIとして扱われる。なお、MNPIについて、欧米の法令では定義されていないが、判例等を踏まえ、各金融機関の社内ルールにおいて定義されている。

(注2)MNPI管理を行うコントロールルームと、利益相反管理を担当する組織は別建てであることが通例である。

(注3)MNPIの管理に関し、マーケット部門等その他の部門においても基本的には同様の管理が行われている。

Ⅱ-4. 広義の投資銀行部門の重要未公開情報(MNPI)の管理の実務②(情報共有のあり方)

- 米国では、法令上、証券業務を営む金融機関が重要未公開情報(MNPI)を不正に利用した取引を行うこと等は禁止されており^(注1)、違反時には金融機関に対して民事制裁金が課せられうる。また、MNPIの適切な管理を確保する観点から、法令上、金融機関に対して、MNPI不正利用防止体制の整備義務が課せられており、欧州でも同様の体制整備義務が課せられている^(注2)。
- 体制整備の具体的な内容(投資銀行部門等のプライベート部門とパブリック部門の間に情報障壁(組織的・物理的・システムの障壁)を整備)は、監督当局のハンドブックや自主規制団体の規則に定められており、それらを参考に、各金融機関は、MNPIを厳格に管理するため必要な体制整備や運用を実施。



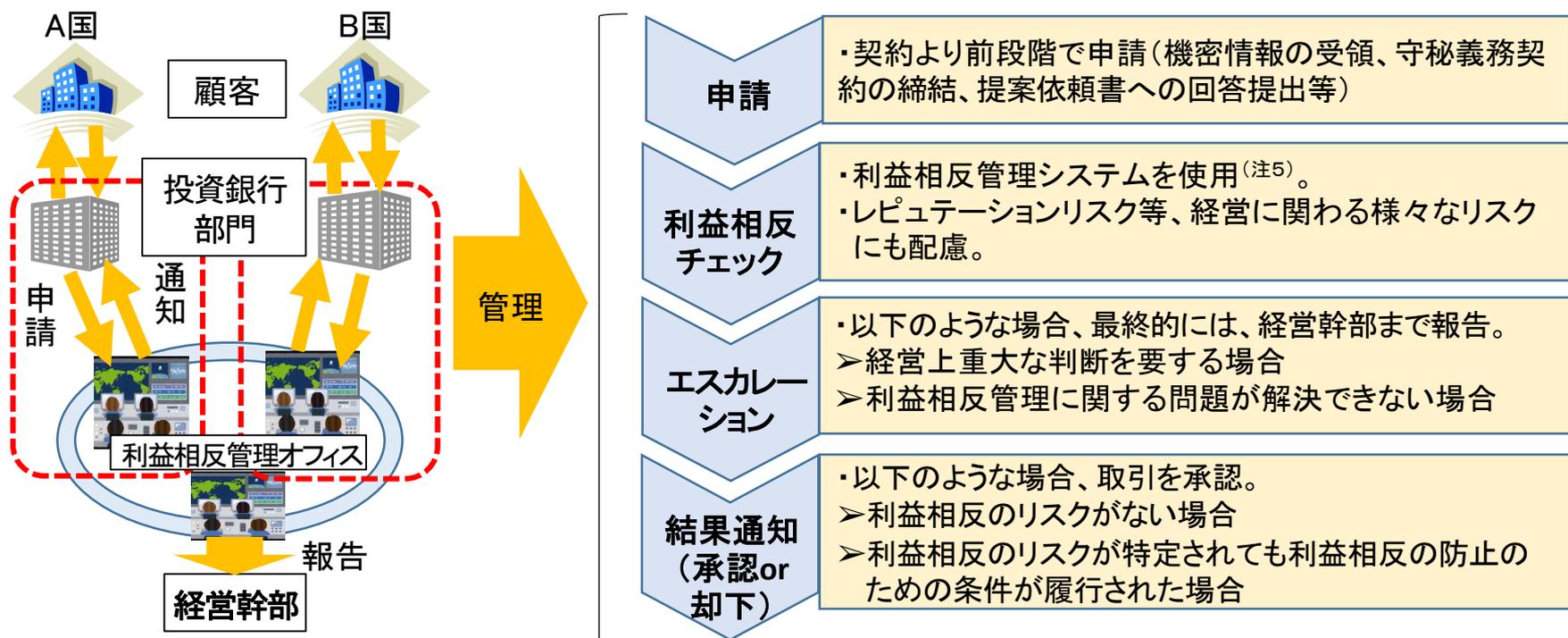
(注1) 1934年証券取引所法15条(c)が根拠の一つ。なお、日本では、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第16号において、第一種金融商品取引業者(役職員含む。)による法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等を禁止。

(注2) MNPI不正利用防止体制の整備義務について、米国では1934年証券取引所法15条(g)に規定されており、欧州では市場阻害行為規則第9条・第10条に規定されている。

(注3) "Need to Know"原則は、パブリック部門内の情報授受においても適用される。

Ⅱ-5. 広義の投資銀行部門の利益相反管理の実務

- 米国では、法令上、証券業務を営む金融機関には利益相反を顧客に開示する義務があり、違反した場合は民事制裁金が課せられる^(注1)。また、利益相反の防止を担保する観点から、法令上、利益相反管理体制の整備義務が課せられている。欧州でも同様の体制整備義務が課せられている^(注2)。
- 利益相反管理の実務の例としては、以下の通り。
 - ・ M&A案件等の情報は、顧客へのコミットメントの前に、役職員の申請により、グローバルベースで一元的に利益相反を管理するシステム^(注3)に登録。
 - ・ 利益相反管理オフィスは、登録情報をもとに、全世界の他の案件との利益相反チェックを行う^(注4)。



(注1) 1934年証券取引所法規則第15c1-6

(注2) 米国においては、利益相反管理体制の整備義務を直接定める連邦法令の規定はないが、金融機関は、1934年証券取引所法15条(e)やレギュレーションBIに基づき、利益相反管理体制を整備。欧州では、MiFID II 第16条・第23条において、利益相反管理体制の整備義務が規定。

(注3) 利益相反管理システムへのアクセス権は利益相反管理を担当する役職員に限定。利益相反管理システムが業務管理の機能を併せ持つ金融機関においても、取引担当者は自身が担当する取引の情報にしかアクセス不可。

(注4) 例えば、大きな金融機関では、双方代理事案の発生可能性が極めて高く、そのような事態が発生しないよう、厳格なモニタリングを実施。

(注5) 外資系金融機関に対するアンケート結果では、11社中6社で、利益相反管理システムとMNPI管理システムについて一体的運用又は連携した運用を実施。

Ⅲ. 国内事業法人に対するヒアリング等の結果

Ⅲ－(1) 国内事業法人に対するヒアリング等の結果①

※金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方に関して、昨年9月から今年3月にかけて行われた、金融庁におけるヒアリング及び日本経済団体連合会による意見照会の内容は以下の通り^(注)。

【ファイアーウォール規制に関する意見】

- ✓ 現状、金融機関との取引に当たり、約半数の企業(17社)が、包括同意書を提出。一方、個別案件毎に同意を判断する企業も約半数(18社)存在。
- ✓ 企業の意向としては、個別事案ごとに判断したいとする企業が多く存在(21社)(特に大企業に顕著)し、その理由としては以下が挙げられている。
 - ・ 本邦金融機関については、銀行・証券会社でそれぞれの専門性があることを踏まえ、必ずしも銀証連携によるメリットを感じない(3社)。
 - ・ 金融機関からどのようなサービスについて提案を受けるかについては、個別の案件ごとに、自社の財務部門で判断したい(必ずしも一律に金融機関によるワンストップでの総合的なソリューションの提供を求めている)(7社)。
 - ・ 企業としては、銀行に伝えたコベナンツや決済に関するセンシティブな情報について、グループ証券会社に共有され、当該証券会社の営業活動に勝手に利用されることを懸念している(5社)。

(注)ヒアリング等の実施手法

対象は37社。その内訳は、上場企業31社・非上場企業6社、製造業14社・非製造業23社(金融以外の主要業種から選択)。統計的手法を用いた選定ではない。

Ⅲ－(2) 国内事業法人に対するヒアリング等の結果②

- ✓ 他方、包括同意による銀証連携により、メリットを享受できたとの回答もあった。そのような回答においては、“Need to Know”原則に従った情報管理の必要性があわせて指摘された(1社)。
- ✓ 情報共有の管理に関し、企業間契約(守秘義務契約)による対応に一定の理解を示す回答が多数あった(15社)一方、情報共有を拒否できるような法令上の仕組みの維持を求める企業が多数存在(12社)(特に大企業)。なお、「大企業以外の場合、実務負担の増大や守秘義務契約の内容に係る交渉力の観点から懸念がある」との指摘もあった(3社)。
- ✓ なお、大企業から、「外資系金融機関からサービスを受ける際も、必ずしもワンストップで総合的なソリューションの提供を受けているわけではなく、M&Aやファイナンスといった案件ごとの内容・規模・地域等に応じて、金融機関が各々得意とするサービス分野などを踏まえてサービスごとに金融機関を選定している」との回答が示された(6社)。
- ✓ ホームベースルールなどの緩和について、「良いサービスが提供されることになり得るのであれば、特に困るということはない」とする企業も存在(2社)。

Ⅲ－(3) 国内事業法人に対するヒアリング等の結果③

【利益相反や優越的地位に関する意見】

- ✓ 利益相反について、以下のような懸念等が指摘された。
 - ・ ローンと社債発行では金融機関の収益構造が異なり(ローンは金利、社債発行は仲介手数料)、金融グループ内の事情等によっては、企業にとっての最適解が必ずしも提案されないとの懸念(1社)。
 - ・ 仮に企業業績が悪化した局面を想定すると、独立系証券会社からは銀行の債権放棄も含めた提案がありうる一方、銀行系証券会社からはそのような提案は難しいとの懸念(1社)。
- ✓ 大企業は、総じて金融機関とは対等な関係にあると認識しており、金融機関の優越的地位を利用した要請を受けたと回答した企業は見られなかった一方、以下のような懸念等が指摘された。
 - ・ 社債発行の引受等の金融取引において、グループ証券会社の利用について銀行から言及があった。
 - (注) ヒアリングを実施したうち5社。これらの企業のほとんどは、自己資本5,000億円以下・負債比率50%超。
 - ・ 金融機関の行為が法令上禁止されている優越的地位の濫用に当たるか否かについては、線引きが難しく、課題である(2社)。

(注) 金融機関の行為が法令上禁止されている優越的地位の濫用に当たるか否かの判断に当たっては、特定の金融機関に対する取引依存度、当該金融機関の市場における地位等に関する具体的事実を総合的に考慮し、正常な商慣習なども踏まえた判断が必要。

IV. ご議論いただきたい事項

IV－(1) ご議論いただきたい事項①

銀証ファイアーウォール規制については、2008年の大幅な見直し以降10年以上が経過し、金融を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、我が国資本市場の一層の機能発揮を促す観点、さらには国際金融センターとしての市場の魅力を向上し、より高度の金融サービスを提供する観点から、ファイアーウォール規制について、制度の基本に立ち返った見直しが求められている。

この見直しに当たっては、これまでファイアーウォール規制により実現を目指していた①顧客情報の適切な保護、②利益相反管理、③優越的地位の濫用の防止を実効的に確保していくことが重要である。

この点、欧米の金融機関の投資銀行業務等における情報管理に関する規律をみると、「情報授受規制」がない中で、行為規制・市場規制・顧客の最善の利益を図るという金融機関の行為規範により、不公正取引の防止及び利益相反管理を徹底している。日本においても、同様の方法で管理を行うことにより、必ずしも入口における情報授受規制を設けておく必要はないのではないかとこの考え方もあり得る。

他方、日本の金融機関はこれまでファイアーウォール規制を前提にした情報管理・利益相反管理等を行ってきており、仮にファイアーウォール規制がない欧米と同様の情報管理制度を導入する場合、(将来的な導入はともかく)現実的に日本の金融機関内・金融機関と事業法人間の実務に馴染むのかといった課題もあり得る。

この点、国内の事業法人からは、国内の銀行における構造上の優越的な立場に起因する弊害、金融グループ内での情報共有・利用のあり方への懸念、情報管理について契約実務での規律への移行には事業法人の負担増大や金融機関との交渉力への懸念等が指摘され、情報授受規制の見直しにおいて一定の措置(オプトアウトの維持)を求める強い主張がある。

このような中、ファイアーウォール規制の基本的な見直しの方向について、どのように考えるか。

IV－(2) ご議論いただきたい事項②

ファイアーウォール規制を大きく見直す場合、弊害防止を実効的に確保するための措置として、どのような方策を講ずる必要があるか。

(i) 顧客情報の適切な管理のための実効的な方策(チャイニーズウォールや“Need to Know”原則)

(注) 欧米では、商業銀行業務・投資銀行業務両方を行う者は銀行法令・証券法令の両方を十分に遵守する必要があることを踏まえると、日本でも同様とすることについてどう考えるか。

(ii) 利益相反の適切な管理のための実効的な方策(営業部門による顧客に対する取引時の確認の実効性確保や経営幹部へのエスカレーション)

※次回ファイアーウォール規制を議論する際の市場制度WGにおいて、国内金融機関(大手銀行、大手証券会社)の実務について議論する予定。

(iii) 優越的地位を濫用した取引の防止・これを図るためのモニタリングの強化のための実効的な方策